



modulat inc.

ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」

平成 19 年 8 月 29 日

各 位

上場会社名 モジュール株式会社
(コード番号 3 0 4 3 : 大証ヘラクレス)
本社所在地 東京都港区赤坂二丁目 10 番 9 号
代 表 者 代 表 取 締 役 松 村 明
問 合 せ 先 取 締 役 セ ン ト ラ ル ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン
サ ー ビ ス ・ デ ィ ビ ジ ョ ン マ ネ ー ジ ャ ー
徳 永 淳 子
電 話 番 号 (03) 5575-5721 (代表)
(URL <http://www.modulat.com/>)

募集新株予約権（有償発行ストック・オプション）の募集事項等決定に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条、第 239 条および第 240 条の規定に基づき、中長期的な業績及び企業価値の向上に対してより一層の意欲及び士気を高め、また、株主の皆様との利害の共有化を図ることを目的として、募集新株予約権の募集事項を以下の通りとして、当社の取締役に対して当該新株予約権を引き受ける者の募集を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権は新株予約権を引き受ける者に対して有償（公正価格）で募集するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

1. 募集新株予約権の募集理由および概要

(1) 募集の理由

この度の募集新株予約権は、取締役が株価変動の影響を株主の皆様と共有し、中長期的な業績及び企業価値の向上に対しより一層意欲及び士気を高めることを目的に、当社取締役に対し募集するものです。

また本新株予約権は、株主の皆様の利益と両立を図るために有償とし、かつ、株価が行使価額よりも大きく上昇しなければ行使できない条件としているほか、募集新株予約権の割当先を取締役に限定するなど極めて少人数に絞っております。

(2) 募集の概要

- ①対 象 者 : 当社取締役 4 名
- ②募 集 総 数 : 2,000 個 (下記 3. を参照)
- ③払 込 金 額 : 未定 (新株予約権 1 個と引換えに払い込む金銭の額は、平成 19 年 9 月 13 日においてモンテカルロ・シミュレーションにより算定した新株予約権 1 個の公正価額とする。)
- ④払込金額の総額 : 未定
- ⑤目的となる株式数 : 2,000 株 (下記 3. を参照。新株予約権 1 個につき当社普通株式 1 株) 現在の発行済株式総数の 14.6% に相当する。
- ⑥行 使 価 額 : 未定
- ⑦行 使 可 能 価 額 : 未定
- ⑧行 使 時 払 込 総 額 : 未定

2. 募集新株予約権の名称
モジュール株式会社第4回新株予約権

3. 募集新株予約権の総数
2,000 個

ただし、これは予定数であり、これが 35,000 千円を平成 19 年 9 月 13 日においてモンテカルロ・シミュレーションにより算出された新株予約権 1 個当たりの公正価額で除して得た数を上回る場合には、当該数以下の整数とし、また、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、当該割り当てる募集新株予約権の総数をもって募集新株予約権の総数とするものとして、平成 19 年 9 月 13 日に開催される当社取締役会において具体的に決定する。

4. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、株式分割または株式併合の比率に応じ付与株式数を比例的に調整する。また、当社が資本の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。なお、上記の調整の結果生じる 1 株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

5. 募集新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個と引換えに払い込む金銭の額は、平成 19 年 9 月 13 日においてモンテカルロ・シミュレーションにより算定した新株予約権 1 個の公正価額とする。

6. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に行使する新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均価額とする。ただし、当該価額が新株予約権を発行する日の前日の終値を下回る場合は、新株予約権を発行する日の終値とする。なお、新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は行使価額を適切に調整することができるものとする。

7. 募集新株予約権を割り当てる日
平成 19 年 9 月 13 日
8. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込期日
平成 19 年 10 月 5 日
9. 募集新株予約権を行使することが出来る期間
平成 22 年 9 月 14 日から平成 24 年 9 月 13 日まで（以下、「権利行使期間」という。）
10. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
11. 募集新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、転籍、その他当社取締役会において正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者は、権利行使期間中において、終値が行使価額の3倍に相当する額を超過した日以降でなければ新株予約権を行使することができない。
 - (3) その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約」により定める。
12. 新株予約権の取得事由
 - (1) 平成21年9月14日から平成22年9月13日までの間に、終値が権利行使価額の3分の4に相当する額を下回ったとき（以下、「取得事由」という。）は、当社は、取得事由が生じた日において、無償で全ての新株予約権を取得する。
13. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
14. 組織再編における再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 4. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記6. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記9. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記9. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記13. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得事由
上記12. に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記11. に準じて決定する。
15. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権の行使により、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
16. 募集方法及び募集新株予約権の割当を受ける対象者
第三者割当の方法により、当社取締役4名に対して割り当てる予定である。
17. 募集新株予約権の払込金額及び募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定理由
募集新株予約権の払込金額その他本新株予約権自体の内容を考慮して、現時点における直近の株価などの諸条件を前提とした上、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる募集新株予約権の論理的価値の算定結果を参考として、算出する。募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は上記6. に記載のとおりとした。
18. 資金用途等
今回の募集新株予約権の割当ては、対象者の業績向上に対する意欲と士気を高め、会社及び株主と利害を共有化することにより企業価値の一層の増大を図ることを目的として実施するものである。また、資金の払込みは、新株予約権を付与された者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難である。手取り金は運転資金、今後の投資・M&Aのための資金に充当する予定だが、詳細については払込みのなされた時点の状況に応じて決定することとする。
19. その他
募集新株予約権の割当および行使に関し、必要な詳細事項は、当社の取締役会の決議によって定める。

以上